

お知らせ

SL試運転で汽笛や排煙が

JR両毛線でSLの試運転を実施。排煙や汽笛などに注意してください。

期日 4月5日(休)・25日(水)・5月9日(水)・19日(土)

主な駅の通過予定時間(下り) 新前橋駅・午前5時・前橋駅・午前5時10分(へ上り) 前橋駅・午後4時50分・新前橋駅・午後5時

JR東日本高崎支社 027・320・7111

災害遺児には手当があります

交通事故や労働災害で父や母を亡くした義務教育修了前の児童を扶養している保護者に、災害遺児手当を支給します。

対象 2次の全てを満たす児童の親権者やそれに代わる立場の人。 1 生計の中心である父母やこれに準じる人が交通事故や労働災害で死亡したか重度障害状態になった 2 児童を扶養し世帯が同じ 3 市内在住で住民票に記載さ

骨髄ドナーに助成金を交付

骨髄などを提供した人(ドナー)に助成金を交付します。 対象 2次の全てを満たす人。 1 本市に住民登録があり、日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業で骨髄などを提供した 2 市税の滞納がない 3 ドナー休暇制度を設ける企業・団体などに属していない

助成金額 骨髄などの提供時の入院と通院に要した日数1日につき2万円(上限7日) 申請書の配布 市保健所内保健総務課で。本市ホームページからダウンロードもできます

市政ラジオ番組

M-wave. 84.5MHz

10分番組

健康、子育て、環境、観光、文化・芸術、生涯学習など、さまざまなジャンルの番組を10分間でお届けします。 [毎週火木土曜] 9:49 再放送は火木曜18:20 土曜13:49

まえばし情報ステーション 5分番組

[月~金] 7:54 再放送は17:54

れている 支給月額 遺児1人当たり3,500円

用意する物 印鑑・戸籍謄本・保護者名義の預金通帳・原因の事故や労働災害を証明する書類(障害の場合はその程度を証明する物)など

前橋保健センター内子育て支援課 (027・220・5701)へ直接

無料入浴券などを交付します

来年3月31日(日)まで使える公衆浴場無料入浴券と、はり・きゅう・マッサージサービスの割引券の交付申請を受け付けます。なお、昨年度利用者には郵送しますので、申請は不要です。

公衆浴場無料入浴券

対象 1人暮らしの65歳以上(昭和29年3月31日以前生まれ)

交付数 1人36枚 指定公衆浴場 成田湯(三河町一丁目)・松の湯(朝日町二丁目)・利根の湯(紅雲町一丁目) はり・きゅう・マッサージサービス割引券 対象 70歳以上(昭和24年3月

提供後60日以内に申請書に記入し、日本骨髄バンク発行の骨髄など提供の証明書と完納証明書などを添えて同課 (027・220・5781)へ直接

不妊治療費などを一部助成

不妊治療や不育症治療費の一部を助成します。申請には医師の証明書などが必要。詳しくは問い合わせるか本市ホームページをご覧ください。

前橋保健センター内子育て支援課 (027・220・5703)へ直接

緊急時の手話通訳者名簿配布

聴覚障害者の急病や事故などのときに現地に赴き、意思疎通を支援する緊急時手話通訳者の名簿を配布します。昨年度版の名簿と交換になりますので、必ず持ってきてください。

期日 5月31日(休)まで 配布場所 市保健所内障害福祉課、総合福祉会館内社会福祉協議会

対象 身体障害者手帳を所持する聴覚障害者で手話通訳者を必要とする人

本庁・支所・市民サービスセンター 元氣21証明サービスコーナー



31日以前生まれ

交付数 1人7枚 費用 施術ごとに1,500円を自己負担。出張施術は別途 長寿包括ケア課 (027・898・6134)へ

後期高齢者医療軽減条件変更

本年度の後期高齢者医療保険料の軽減条件が右下表のとおり変更。所得割額2割軽減は廃止になります。また、所得割額が賦課されない被扶養者の軽減割合は均等割7割から5割に変更。保険料率は変わりません。

早期加入

65歳以上75歳未満で一定の障害のある人は、申請が認められると75歳の誕生日を迎える前に、後期高齢者医療へ任意加入できます。自己負担割合は1割か3割です。詳しくは問い合わせ

用意する物 身体障害者手帳、印鑑

同課 (027・220・5711) (ファクス027・223・856)

共に生きる社会を目指して

障害のある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し合う共生社会実現のため、障害者差別解消法が施行。一人一人が障害を正しく理解し、障害がある人への配慮を考えていきましょう。

障害福祉課 (027・220・5714) (ファクス027・223・856)

障害者のパートナーほじょ犬

補助犬とは、目や耳、手足に障害がある人の生活をサポートする盲導犬、聴導犬、介助犬のこと。特別な訓練を受けたマナーを守る犬で、障害者の自立と社会参加に欠かせないパートナーです。公共交通機関や飲食店、病院などでは、補助犬の同伴を受け入れる義務があります。補助犬を見掛けたら、話し掛け

8時30分~17時15分 10時00分~19時00分

軽減割合	軽減対象になる前年の所得金額	
	変更前	変更後
均等割額5割	基礎控除33万円+27万円×世帯の被保険者数以下	基礎控除33万円+27万5,000円×世帯の被保険者数以下
均等割額2割	基礎控除33万円+49万円×世帯の被保険者数以下	基礎控除33万円+50万円×世帯の被保険者数以下

※所得は被保険者と世帯主の合計所得

国民健康保険課 (027・898・5955)

高齢者の居場所づくりを支援

閉じこもり予防・認知症支援などを目的とした高齢者の居場所「前橋はつらつカフェ」の運営に補助金を交付します。応募条件など、詳しくは本市ホームページをご覧ください。

対象 市内にある次のいずれかの団体。 1 高齢者支援の活動実績があるNPO法人や一般社団法人 2 介護保険のサービス事業者の指定を受けている法人 4月2日(月)から長寿包括ケア課 (027・898・6133)へ

たりじつと見つめたり、触ったりして気を引く行為をしないようにしてください。

障害福祉課 (027・220・5711) (ファクス027・223・856)

浄化槽などの切り替えに補助

単独処理浄化槽やくみ取り槽を撤去し、自己が居住するための住宅に合併処理浄化槽を設置するときに補助を行います。補助条件など、必ず工事着工前に問い合わせてください。募集は前・後期の2回。それぞれ予算額に達した時点で終了します。 対象 下水道などの整備予定がない地域で、来年2月28日(木)までに設置工事などを完了し、実績報告書を提出できる人

補助上限金額 建て替え増築の場合 5人槽は15万円、7人槽は17万円、10人槽は20万円(転換の場合) 5人槽は62万円、7人槽は66万円、10人槽は75万円 前期は4月2日(月)~9月28日(金)まで、後期は10月1日(月)~来年1月31日(休)までに水道局下水道整備課 (027・898・3074)へ直接